

韓国の法廷外再生制度の手續とその特徴¹

曹圭洪²， 洪廷昊³

1. 韓国の法廷外再生制度の概観

本稿の目的は韓国の法廷外再生制度の手續とその特徴を検討することである。韓国の場合、法廷内再生制度として債務者回生【小林：日本語では「(民事)再生」ではないかと思いますが、変更しておりません。】および破産に関する法律（以下「債務者回生法」）に定められている回生・破産手續があり、代表的な法廷外再生手續として財務的限界状況に陥った企業が多く利用する企業構造調整促進法（以下「企促法」）に基づく共同管理手續（以下「ワークアウト」）、そして主に第1金融圏の銀行から構成される債権金融機関協議会が債務者企業との自律的合意により企業の債務を再調整する自律協約が存在している。

実務上、自律協約とワークアウトとは、手續の進行という面から見ると、極めて類似している。具体的には、両制度ともに、企業による手續の申立て→手續の開始→実査【小林：日本で監査法人が使用される実査「当該資産の現物を直接かつ実地に調査する」とは異なりますが、同様に、変更しておりません。】→企業改善計画の確定および企業改善計画の履行のための約定（以下「MOU」）の締結→手續の終結（又は中断）の順番で手續が進行する。このように両制度の手續が類似している理由は、自律協約の手續開始時に、債権金融機関が今後の手續は企促法上の手續規則を準用する旨の決定をするからである⁴。

¹ この原稿は著者の個人的な意見あり、著者が所属した法律事務所とは関係ありません。なお、同原稿の翻訳は早稲田大学法学研究科在籍中の崔廷任さんが担当したものである。

² 金・張法律事務所専門委員

³ 金・張法律事務所弁護士

⁴ 沿革的に1998. 6. 各金融機関が「企業構造調整促進のための金融機関の協約」を締結して私的整理（以下「自律的ワークアウト」）を進めて来たが、2001年ワークアウトに法的根拠を与え、法的な拘束力を付与するために今までの自律的ワークアウトの手續を反映した企促法が制定された（金在亨、「企業構造調整促進法の問題点と改善方向」、BLF 第45号、2011、56頁）。自律協約も従来の自律的ワークアウト手續を反映しており、自律協約とワークア

自律協約とワークアウト以外にも韓国の法廷外再生制度として「債権銀行協議会運営協約」、「債権金融機関の企業構造調整業務運営協約」によって進められる手続が存在するが、自律協約やワークアウト程多く使われているわけではない。以下においては、韓国の代表的な法廷外再生制度として自律協約とワークアウトを中心に手続とその特徴を紹介する。

2. 自律協約とワークアウトの手続

ア. 対象企業の選定および申立手続

1) ワークアウトの対象企業選定手続

自律協約とワークアウトの場合、企業による手続の申立てが必要になるが、企業と債権金融機関との間の純粋な私的手続である自律協約とは違って、ワークアウトには申立ての前段階において企促法が定める対象企業選定手続が別途設けられている。

ワークアウトの場合、銀行が締結している「債権銀行の企業信用危険の常時評価の運営協約」による信用危険評価の結果、通常の資金借入以外に外部から追加的な資金投入がなければ、金融債権者に対する借入金の償還などの正常な債務履行が難しい状態であると判断された企業（新企促法第2条第7号、実務上C等級として分類⁵⁾）が対象になる。信用危険評価で不実兆候企業として判定された企業のメインバンクは、当該企業に対して不実兆候企業であることを通知しなければならず（新企促法第5条第1項）、不実兆候企業であるとの通知を受けた企業は金融債権者協議会による共同管理手続の申立てをすることがで

ウトはともに、債権団主導で正常化対策を立てそれを履行させる【小林：債務者が正常化対策を履行するのではないかと思い、修正しました。】ことで債権回収率を上げることが目的ある。このような点から鑑みると両手続においての類似点が多いことも理解できる。

⁵⁾ 信用危険評価の結果は銀行の内部においての実務処理上、A, B, C, D の4等級に分類され、A, B等級は正常企業、C等級はワークアウトの対象である不実兆候企業、D等級は回生手続申立ての対象企業になる。

きる。もし不実兆候企業として判定された企業がワークアウトの申立てをしない場合、メインバンクは新規の与信（借り換えを含む）の中止、満期到来与信の回収、担保の補強要求【小林：「担保の補強」自体は債務者が行うものであると思われます。】、与信限度および金利変更などの管理措置を取ることができると定められている（新企促法第7条、運営協約第14条第4項）。したがって、ワークアウトの申立てをしない場合、正常な金融取引に支障が生じる可能性がある。ただし、実務においては、上記の公式的な手順通り信用危険評価の後不実兆候企業通知を経てワークアウトに進むケースもあるが、非公式的にメインバンクと企業が事前に協議をしてワークアウトへ進むことを合意し、信用危険評価を受けるケースもある。

企促法の定めによると、信用危険評価でC等級の判定を受けた企業だけがワークアウトの申立てをすることができるので、信用危険評価でA、B等級の判定を受けた企業や信用危険評価で等級の判定を受けられなかった企業の場合、ワークアウトの申立てをすることができない。それらの企業の場合、ワークアウト手続は利用できず、当該企業にのみ適用される協約を制定して、債権金融機関との自律的な協約を通じて債務再調整を進めることになるが、これがいわゆる自律協約と呼ばれるものである。長期的な財務危機企業の場合、信用危険評価でC等級以下の判定を受ける可能性が高いため、通常自律協約は一時的な流動性不足の状況にある企業が多く利用する手続として知られている。

2) 申立手続

自律協約の場合、信用危険評価等のような申立て前の手続が設けられていないので、企業が自律協約を正式に申立てをする前に、債務者とメインバンクを始めとする債権金融機関中、自律協約に同意する金融機関との間で調整【小林：日本では「調律」という用語は、通常、楽器について使用されるので、修正しました。】が行われるのが一般的な実務である。

実務において、対象企業選定手続以降の流れは自律協約とワークアウトとで概ね一致する。メインバンクは通常企業に対して、企業名義の申立書、当該企業の大株主および特殊関係人からの株式処分・議決権行使についての委任状、経営権行使関連の確約書、株主総会での議決権行使についての委任状、減資同意書を要求し、今後の大株主とその特殊関係人の株式の処分および議決権行使の権限を債権団に委任させる。通常、自律協約とワークアウトでは、大株主と特殊関係人の持分に対して減資が行われ、主要経営事項についての意思決定に債権団の介入が必要になるために、上記の書類を事前に要求している。メインバンクは、申立書およびその他の添付書類を受領すると、債権銀行を招集し、手続開始の可否を決定する。

イ. 手続の開始

1) 手続開始の要件

自律協約とワークアウトはともに、共同管理手続開始の可否を決定するための協議会において手続開始の決定を行う（新企促法第1条）。ただし、自律協約とワークアウトとでは手続開始の要件において違いがある。ワークアウトの場合、企促法により、協議会招集の通知を受けた金融債権者の総金融債権額の内4分の3以上の金融債権額の賛成を得て手続の開始が決定されるが（新企促法第11条第4項）、自律協約の開始を意味する「債権金融機関協約」の制定および当該協約に加入するための決議は全債権金融機関の100%の賛成が必要である。自律協約の場合、法的な根拠がない純粋な私的手続であるので、手続開始に反対する債権者を手続に拘束させる手段がない点から鑑みて当然の要件である。実務では、通常、旧企促法上の債権金融機関に該当する機関が参加対象であり、慣行的に、メインバンクの主導で、第1金融圏である銀行を中心に協議会を構成する。

ただし、自律協約の場合、協約開始のための協約書の内容に、今後の協議会の構成および運営に関する規定・手続などは、企促法および同法の施行令の内容に従うと定めることが一般的であるので、実際その後の手続の進行はワークアウトと一致する。つまり、自律協約の開始のための決議には債権金融機関の100%賛成が必要になるが、開始以降は企促法の規定に従い、債権額基準で75%の同意で手続が進行するので、自律協約に反対する構成員も75%の多数の決議に拘束される。

2) 手続開始の効果

共同管理手続の開始を決定するために招集された第1回協議会は、手続開始の決定時に、共同管理手続の開始、不実兆候企業に対する債権行使猶予の可否および猶予期間の決定、その他の共同管理手続開始のために必要な事項を決定する。企促法はワークアウト手続開始に特別な法的効果を付与していない。そして自律協約の場合純粋な私的手続であるので自律協約の開始のみでは何ら法的効果も発生しない。つまりワークアウトと自律協約の開始決定には共同管理手続を開始するとの宣言的な意味の効力しか与えられていない。

自律協約やワークアウトの場合、回生手続と異なり、開始決定だけで債権者や債務者を拘束するような特別な効力は発生しない。具体的に債権者を拘束する効力は第1回協議会において別途の議案で議決される債権行使猶予などの効力である。企促法は「不実兆候企業に対する債権行使猶予の可否および猶予期間の決定」を第1回協議会で議決できる事項として明示しており（新企促法第11条第1項第3号）、実務上例外なく債権行使猶予がなされるが、この事項も「議決できる」事項にすぎないので議決なくして債権行使猶予の効力が発生するわけではない。自律協約も同じく、債権者が自ら債権行使猶予に同意した結果、債権者が企業に対して債権行使ができなくなるのであって、自律的な合意に含まれない法的効果が当然発生するのではない。

3) 手続開始時におけるその他の決定事項

通常、第1回協議会では、手続開始と債権行使猶予以外に、資産・負債実査法人の選定および資金管理団派遣に関する事項が決定される。実査法人の選定は新企促法第12条により定められており、企業の資産、負債と継続企業としての存続能力を評価するための実査法人の選定について定められている。

資金管理団とは、メインバンクの役職員を企業に派遣して当該企業の資金の流れを監視する役割であり、通常第1回協議会の議案の内、「資金管理団の派遣およびその他の事項」という項目において決議される。

3. 実査

実務上、自律協約とワークアウトの手続では例外なく実査が実施される。企促進は、会計法人【小林：日本では「監査法人」と思いますが、変更しておりません。】などの外部専門機関によって資産・負債の実査および継続企業としての存続能力評価を受けるように要請することができると、実査の根拠条項を定めている（新企促法第12条第1項）。自律協約も同じく手続開始時に実査の実施を決議する。通常、実査はメインバンクが選任した会計法人が遂行し、主な業務は継続企業価値と清算価値を算定して企業改善計画の基礎を提供するものである。

回生手続においても調査委員の調査を通じて実査は実施されるが、法廷外再生手続においての実査の大きな特徴は継続企業として存続するため必要な新規の資金の規模を算定する作業が行われる点である。これはDIPファイナンスが例外的な場合にのみ行われる回生手続と違って、自律協約やワークアウト手続では通常、新規の資金支援が行われるからである。

回生手続の調査報告書と比較して、実査報告書のもう一つの特徴は、債務再調整以外に事業的な側面での具体的な経営正常化案も含まれるという点である。事業的な側面での経営正常化案は、回生手続の調査報告書にも含まれることがあるし、実査報告書に必ず含めなければならない内容というわけではないが、一般的に債務者回生法上の法定調査事項中心の調査報告書に比べて、実査報告書には事業的な側面での経営正常化案がより具体的に提示されている傾向がある。

4. 企業改善計画の樹立およびMOUの締結

1) 企業改善計画の樹立

自律協約とワークアウトは最終的に企業改善計画の樹立およびMOUの締結を目標としている。メインバンクは実査の結果等を考慮し、企業改善計画を作成、協議会にそれを提出しなければならない。企業改善計画には債務調整、新規の信用供与、自救計画等の内容が含まれる（新企促法第13条第1項、第2項）。協議会は債権行使の猶予期間内に企業改善計画を議決しなければならず、期限まで議決されなかった場合、共同管理手続は中断される（新企促法第13条第3項）。

企業改善計画は、大きく分けて財務部分と非財務部分で構成される。そして、財務部分は既存債務の再調整と新規の資金支援に分けることができる。既存債務の再調整は実査の結果による適切な借入金の規模を鑑み既存の債務を減すことであり、既存債務の一部は出資転換⁶、自律協約又はワークアウトの期間（通常3～5年）の間、債権行使を猶予する⁷。また、残存借入金の規模と将来のキャッシュフローを鑑みて金利を適切な水準まで下げる。新規資金支援は、実査の結果、営業に必要な資金の不足分を債権額の比率によって債権者間で分担する。その具体的な内容は項を変えて説明する。

⁶ 実務上、無担保債権【小林：日本法上の社債ではなく、会社に対する債権との意味に過ぎないと思われます。】から清算価値を除いた債権の範囲内で出資転換が実施される。

⁷ ただし、債権猶予期間内に経営正常化が完了できない場合、期間の延長が可能である。

企業改善計画において非財務に該当する部分として、会社分割、営業譲渡等の事業構造調整と、保有資産の売却、人件費の節減、人員の構造調整等の自救計画がある。その他、旧経営者の経営正常化への参加を導くために、旧経営者の出捐等によって経営正常化が達成された場合、債権団が保有している株式の優先買取権を付与するケースもあった。

2) MOU締結とその効力

企業改善計画の樹立後、企業とのMOU締結手続が進行する。MOUは債権者協議会（メインバンクが代表）、企業、メインバンク、大株主（必要な場合）が約定の当事者であり、通常、メインバンクが協議会からMOU締結に関する権限の委任を受けて約定を締結する。MOUには一般に経営正常化計画（出資転換、債権行使猶予【小林：償還猶予というところ、日本法上、社債の償還猶予と思われます。】、金利減免、新規の資金支援等、債権者協議会の議決案件）、自救計画（資産売却、人員調整、人件費の節減等）、経営目標（目標未達の程度による経営陣に対する制裁等も含む）、社外取締役の運営に関する規定（取締役会の構成等の支配構造の改善）、経営評価委員会の運営規定、資金管理契約書（資金管理についての細部の要領、債権金融機関の資金管理団の運営準則、資金管理団の運営経費の処理基準等）などの内容が含まれる。

つまりMOUは、債権団と当該企業が、構造調整のために決定した事項の全般について約定を締結するものである。これに関して大法院は、債権金融機関協議会を招集し、企業改善作業案を議決し、そしてメインバンクと企業の間で議決事項の履行のための企業改善約定が締結されたならば、そのような私的整理手続における企業改善約定は民法上の和解契約と類似の性質を持つものであると判断した（大法院2007. 4. 27. 宣告2004ダ41996判決）。

ただし、大法院は、MOUの内容を、MOU締結によって直ちに権利変更される部分とMOU締結後その後の履行手続が必要な部分とで、その効力を分離して判断している。大法院は、MOUの内容中、金利減免、債務免除期限延長等についてはMOU締結で直ちにその効力が生じると解し、新規の資金支援についてはその後の別途の契約の締結を予定している計画であるので直ちに効力が生じるとは言えないと判断した。

3) 新規の資金支援

新規の資金支援は回生手続と比較する際に、法廷外再生手続が持つ長所の一つである⁸。債権金融機関は、実査によって確認された不足資金に対して、債権額の比率による新規の信用供与を行い（新企促法第18条第1項）、通常法定担保権の次順位で優先弁済を受ける権利が保障される（新企促法第18条第2項）。

このような新規の資金支援の性格について、大法院は、信用供与計画の樹立に関する協議会の議決は債権金融機関の間で信用供与計画の履行に関する請求権を設定したものではないので、協議会の議決だけで債権金融機関に他の債権金融機関に対して信用供与計画の履行を請求する権利が生じると解することはできないと判断した（大法院2014. 9. 4. ザ2013マ1998決定）。つまり、大法院は、新規の資金支援についてのMOU上の内容は、それ自体で拘束力が生じる契約ではないので、その履行を強制できないと判断している。

5. 法廷外構造調整の最近の傾向

最近の法廷外再生手続の特徴として、手続進行のための条件付き協約が徐々に一般化されている点が挙げられる。特に自律協約の場合、一般的に銀行等の第1金融圏で代表される債権金融機関だけが当事者になるので、債権金融機関ではない個人の社債権者等のその他の債権者は、開始時の元本返還の猶予、その後のMOU締結による出資転換、利息減免、新規資金支援等の措置に影響を受けない。この場合、社債権者等の一般

⁸ 林治龍、「韓国のワークアウト制度 - 回生手続との比較」、破産法研究4、博英社、2015、301頁

債権者たちが本来の契約内容通りの債権行使をすると債権金融機関の犠牲により他の債権者たちが一方的に利益を得ることになるので、そのような結果を防止するために債権金融機関から、他の債権の債務再調整手続の進行を条件として要求するケースが多くなっている。

現在進行している現代商船とハンジン海運の自律協約は、傭船料の値下げ、社債債務の再調整、海運同盟の維持を条件としており、右の条件達成に失敗する場合、自律協約も中断することが予定されている。これは、単純に債権金融機関が保有している債権を再調整するだけでは債権金融機関の資金支援の果実がすべて、高額な傭船料の支払いを約定している傭船契約の相手方である傭船主に回ることになり、企業の回生は難しくなると判断した債権金融機関の要求によるものである。以前は、(株)STXの自律協約手続において、社債権者の債務を自律協約と同等な条件で調整することが協約の条件として提示され、社債権者集会を通じて社債の条件を自律協約と同等に調整させ自律協約を進行したケースがあった。

ただし、ワークアウトの場合、2016年の新企促法において、商取引債権を除いて、社債権者を含むほとんどの債権者たちがワークアウト手続における債務調整の対象になったので⁹、ワークアウト手続の外で行われた社債権者集会等による社債債務調整がこれからも活用されるかは疑問であるが、多数の個人債権者が企促法の手続に参加する場合、諸案件についての可決が厳しくなる可能性がある点、社債権者集会が企促法上の手続と比べて比較的議決要件が簡易である点（全体総発行議決権の1／3以上かつ参加債権者の2／3以上の同意が必要）等を鑑みると、手続

⁹ ただし、新企促法の施行以前に発生した債権に関しては新企促法が適用されないと定められている（付則第3条）。したがって、新企促法の施行以前に発行された社債権の場合新企促法の適用対象にならない。

を主導する金融機関が債権者構造等の諸要因を考慮し、戦略的に適切な方式を選択して進行することになると予想される¹⁰。

¹⁰ 新企促法では、メインバンクが円滑に共同管理手続を進めるために、一部債権者を手続から排除することができる（新企促法第9条第5項）。排除の可否については最終的に金融債権者協議会の議決が必要である（新企促法第23条第1項第3号）。